

■令和6年台風10号にかかる農林水産業者等への災害対応資金一覧

区分	【共通】農業・林業・水産		農 業				林 業	水 産	
	農林漁業 セーフティネット資金	農林漁業施設資金 (災害復旧等)	農業経営基盤強化資金 (スーパール資金)	経営体育強化資金	農業近代化資金	農業経営負担軽減支援資金	林業施設整備等利子助成事業 林業信用保証事業	漁業近代化資金	漁業経営維持安定資金
使 途 等	・長期運転資金	・設備資金	・設備資金 ・長期運転資金	・設備資金 ・借換資金 ・長期運転資金	・設備資金 ※認定農業者等のみ ・長期運転資金	・償還困難な営農負債の借換資金	・設備資金 ・長期運転資金	・設備資金 ・長期運転資金(種苗購入又は育成にかかる経費が対象)	・償還困難な漁業経営負債の借換資金
対 象 者	①認定農業者 ②主業農林漁業者 ③認定新規就農者 ④集落営農組織	・農林漁業を営む者 等	・認定農業者	・農業を営む者 (主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織など)	①農業を営む者(認定農業者、認定新規就農者、主業農業者、集落営農組織、農業を営む任意団体など) ②農協、農協連合会 など	・負債の償還が困難な農業者	・被災林業者等	・漁業を営む個人 ・漁業生産組合 ・漁業を営む法人 ・水産加工業者 ・漁業協同組合	・再建計画の認定を受けた中小漁業者
融資機関	日本政策金融公庫	日本政策金融公庫	日本政策金融公庫	日本政策金融公庫	農協・その他金融機関*1 (・その他金融機関*2)	農協・その他金融機関*1 (・その他金融機関*2)	日本政策金融公庫 (利子助成事業) その他金融機関 (信用保証事業)	漁協・農林中金	漁協・農林中金 (・その他金融機関*2)
限 度 額 等	■貸付限度額 6百万円又は年間経営費等の6/12	■貸付限度額 1施設あたり300万円 等	■貸付限度額 個人 3億円 法人 10億円	■貸付限度額 個人 1億5千万円 法人 5億円	■貸付限度額： 個人 1千8百万円 (特認あり) 法人 2億円	■貸付限度額 営農負債の残高	■助成限度額 3億円(利子助成事業) 8千万円(信用保証事業)	■貸付限度額 個人 9千万円 法人 3億6千万円	■貸付限度額 漁船漁業 4千万円 養殖業 4千万円 定置漁業 小型 4千万円 大型 8千万円
	■融資率 100/100	■融資率 原則 80/100	■融資率 100/100	■融資率 80/100	■融資率 80/100 ・認定農業者等及び集落営農組織等については100/100	■融資率 100/100	■融資率 各対象資金の定めによる	■融資率 原則 80/100	■融資率 100/100 ・対象資金 県単独資金
償還期間(年)	15年以内(うち据置3年以内)	15年以内(うち据置3年以内) 25年以内(うち据置10年以内)	25年以内(うち据置10年以内)	10年以内(うち据置3年以内)	15年以内(うち据置7年以内)	10年以内(据置3年以内)	各対象資金の定めによる	設備資金：5～20年以内 (据置3年以内) 長期運転資金：5年以内 (据置2年以内)	10年以内(据置3年以内)
貸付金利	0.70%～1.25%	0.70%～1.40%	0.70%～1.40%	1.40%	0.70%～1.40%	1.25%	各対象資金の定めによる	1.40%	1.40%
債務保証料					通常保証料 0.40%	通常保証料 1.20%	通常保証料 0.15%～1.80%	通常保証料 0.54%	

【注】その他金融機関*1：大分銀行、豊和銀行、伊予銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、大分県信用組合

その他金融機関*2：制度的には可能ですが、資金毎に県との利子補給契約が必要となります。